

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 松本 和彦

## 答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 28 年 7 月 1 日付け大城生第 4214 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 28 年 6 月 1 日付け大城生第 4142 号により行った訂正不承認決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 訂正請求

審査請求人は、平成 28 年 5 月 2 日、条例第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「私のケース記録票」の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成 28 年 3 月 17 日付けケース記録票」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件情報の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

## 記

「平成 28 年 5 月 23 日付けで文書により請求者に平成 28 年 3 月 17 日付け面談の録音データの提供を依頼したところ、請求者から同録音データをインターネット上の動画共有サイトに掲載しているとの回答があったため、同サイトに掲載された同録音データの確認を行い、平成 28 年 3 月 17 日付けケース記録票と同録音データの内容に相違がないことを確認した。

加えて、ケース記録票は、生活保護の事務取扱いに基づき客観的事実を記載しており、一言一句を記録するものではないことから、訂正請求があった部分について、実施機関として記載を訂正する必要はないと考えるため。」

### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年6月2日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、本件情報の記載内容と審査請求人が所有する録音データに基づく事実内容とが著しく矛盾しているにも関わらず、本件情報と録音データの内容には相違がないと主張している。実施機関は、事実を意図的に隠蔽・改ざんしている。
- 2 ケース記録票の記載内容について、①実施機関の職員と審査請求人との間でのやり取りを漏らさず委細正確に一言一句を記載する必要はない、②何をどのように記載すべきかの規定は特になく、③記載内容は実施機関の職員が一定の裁量権を保持している、④日々の業務遂行や他の職員の引継ぎに支障がない範囲で記載すればよい、⑤やり取りを適宜簡略化して記載することに問題はない、とした実施機関の取扱い方針自体は、審査請求人も妥当であると理解をするところであるが、本件情報に関しては、取扱い方針に反して不適切なケース記録票の作成が行われたと判断する。
- 3 一定の裁量権によって、起きた事実を取捨選択し、記載するかしないかの判断は、実施機関の職員に委ねられている。それに基づき適宜簡略化されたケース記録を作成するのであれば、逆に起こった事実を取捨選択して記載しないという消極的な作成方法もとれたはずである。
- 4 しかし、実際起きてもない事実が起こったかのように、本件情報に、実施機関の職員が「お前アホちゃうか？死ね」と発言した事実を「死ね？」と聞き返したとする趣旨で記録している。これは意図的かつ悪質な虚偽記載である。
- 5 実施機関が示す「何をどのように記載すべきかについては特に規定はなく…」とする理由も実施機関の裁量権の乱用であり、そのような前提で作成された本件情報では実施機関が示す「日々の業務遂行や他の職員の引継ぎに支障がなければ十分」とする目的が適切に完遂されるとは考えにくい。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

##### 1 本件情報について

本件情報は、審査請求人が平成28年3月17日に城東区役所保健福祉課（生活支援）に架電した際の、城東区役所保健福祉課（生活支援）職員（以下「当該職員」という。）

との会話を内容とするケース記録票に記載された審査請求人の発言、質問及び対応内容、当該職員の回答及び対応内容の要旨等の情報である。

このケース記録は、実施機関の職員が、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成され、内容等の要旨等を記録するものである。

なお、本件情報については、審査請求人からの保有個人情報開示請求に対して、実施機関が行った開示決定において、審査請求人に開示したものである。

## 2 本件決定の妥当性について

ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則（昭和31年11月1日規則第63号）第4条第1項で「保健福祉センター所長…は被保護者につき、次に掲げる書類を作成しなければならない」とされ、同第6号の「ケース記録票」に基づき、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成するものである。実施機関が、その世帯の実態（家族構成、生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するところであるが、何をどのように記載すべきかについては特に規定がなく、実施機関に一定の裁量が委ねられている。

本件情報には、『「死ね言うたら、死ぬんかい？」と言われたため、『死ね？』と訊き返したところで、電話を〇〇係長に委ねた。』と記述され、終了している。

保健福祉センターにおいて、審査請求人がインターネット上の動画共有サイトに投稿した録音データを聞いたところ、その後も審査請求人と次に代わった他の職員とのやり取りが行われていることを確認できた。

しかしながら、ケース記録は、日々の業務遂行や他の職員への引継ぎが可能な程度に記録されていれば十分であり、その範囲を超える細かいやり取りを一言一句委細漏らさず正確に記録するものでなく、やり取りを適宜簡略化することに問題はないものであり、訂正が認められるのは、事柄の性質上、客観的事実関係からうかがわれる趣旨や印象と明らかに異なるものを記載している場合に限られるというべきであり、条例第28条第1項が定める「訂正」が必要とは認められない。

## 第5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件請求について本件決定を行ったのに対して、審査請求人は本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件決定の妥当性である。

### 3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第 28 条第 1 項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

また、条例第 29 条第 2 項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

(2) 本件情報のうち、訂正を求める箇所及び内容について

#### ア 訂正を求める箇所について

当審議会が審査請求人に確認したところ、本件情報のうち『死ね言うたら、死ぬんかい?』と言われたため、『死ね?』と訊き返したところで、電話を〇〇係長に委ねた。」と記載された箇所（以下「本件訂正請求箇所」という。）について、訂正を求めるとのことであった。

#### イ 訂正の内容について

審査請求人は、訂正請求書及び反論書において、本件情報についてどのような訂正を求めているのか明確には記載していないため、当審議会が審査請求人に確認したところ、おおむね次のとおりであった。

(ア) 「訊き返した」との記載が事実と反するので、当該部分を削除するのであれば、事実と矛盾しない。

(イ) 『死ね?』と訊き返した」との記載を削除するのであれば、「死ね言うたら死ぬんかい?」との記載も削除してほしい。

(ウ) 「(主) に対し、どう対処してほしいのかを訊いた所、『死ね言うたら死ぬんかい?』と言われたため、『死ね?』と訊き返したところで」までを削除して「口調が荒々しかった事もあり電話を〇〇係長に委ねた」という記載に改める訂正でも文章としては繋がり、嘘がないのでよい。

(エ) 事実と反しない内容に、事実と矛盾がないような記載に訂正してほしい。

(3) 当審議会において、条例第 29 条第 2 項に規定する「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」として審査請求人が示す録音データ（以下「本件録音データ」という。）を聴取したところ、その内容は、審査請求人と当該職員との電話でのやり取りを記録したものであることが確認できた。

聴取の結果、本件訂正請求箇所に該当する部分に係る審査請求人と当該職員とのやり取りの中で、当該職員が「死ね」と発言する前に、審査請求人に対して「お前アホちゃうか」と発言していることや当該職員の発した「死ね」という言葉の抑揚からは、審査請求人の発した言葉を単に審査請求人に聞き返したものと断定して認

めることはできず、審査請求人の発言を繰り返す形で聞き返すことで、審査請求人を非難あるいは嗜める意味合いを含めたものであった可能性も完全に否定することはできないところではあるが、当該職員が「死ね」と発言した部分については、審査請求人が主張するような、当該職員が審査請求人に対して「死ね」と命令調に発言した趣旨とは認められなかった。

(4) 以上からすると、本件訂正請求箇所の記載内容は、「お前アホちゃうか」という公務員としてふさわしくない発言を記載しておらず、当該発言部分を記載しないことで、単に「死ね？」と聞き返したと印象付ける記載となっており、審査請求人と当該職員のやり取りを要約した内容として、審査請求人に対して公平性を欠くと感じさせる記載になっていることは否めないが、本件訂正請求箇所が事実でないとは判断できない。

#### 4 付言

本件訂正請求箇所に該当する部分に係る審査請求人と当該職員とのやり取りの中で、当該職員が「死ね」と発言した部分について、当該職員は「死ね？」と聞き返したものとしているが、審査請求人が一連の対話の中で審査請求人に向けて発せられたものと認識してしまうことは十分にあり得る状況であったと考えられ、実際に審査請求人は、実施機関の職員から「死ね」と暴言を言われたと受け止めている。

審議会としては、前記3(4)のとおり、本件訂正請求箇所の記載内容は、審査請求人に対して公平性を欠くと感じさせる記載となっていることが否めないことから、審査請求人から本件訂正請求箇所につき訂正請求があったことも踏まえると、当該職員が「死ね」という発言については、審査請求人が当該職員から暴言を言われたと認識している旨を本件情報に注記するなどの措置をとることが望ましいことを申し添える。

#### 5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子、  
委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過 平成28年度諮問受理第22号

年 月 日	経 過
平成28年7月1日	諮問書の受理
平成28年9月6日	実施機関から弁明書の收受
平成29年8月8日	調査審議
平成29年9月12日	調査審議 (実施機関の陳述)
平成29年11月8日	審査請求人から意見書の收受
平成29年11月8日	調査審議 (審査請求人の口頭意見陳述)

平成 29 年 12 月 4 日	調査審議
平成 30 年 3 月 23 日	調査審議
令和元年 8 月 26 日	調査審議
令和元年 9 月 5 日	答申